

墨田区消費者ニュース

令和元年6月発行 第151号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



平成30年度

総計2,071件の相談が寄せられました！

困った時は
お早めにご相談を



「すみだ消費者センター」に寄せられた主な相談事例！

主な相談内容	主な事例	相談件数
運輸・通信サービス 電話、インターネット 情報サービスに関する トラブルなど	・「デジタルコンテンツの料金が未納」と書かれたSMSが携帯電話に送られてきた。 ・「未納料金がある。本日中に連絡がなければ法的処置を取る。」と書かれていたが、身に覚えがない。	422
商品一般 ハガキによる架空請求 に関するトラブルなど	今日、【総合消費料金未納分訴訟最終通知書】というハガキが届いた。期日までに連絡がなければ裁判になると記載されており不安だ。	370
土地・建物・設備 建売住宅、マンション 契約に関するトラブル など	突然、不動産業者から所有するマンションを高値で買い取りたいと電話があった。「売却するつもりは全くない。」と言って電話を切ったが、どうして当方の情報が漏れたのか気になる。	257
教養娯楽品 新聞、教材、ビデオソ フトに関するトラブル など	高齢の父が訪問販売で新聞購読の契約をし、洗剤等の景品を貰ったようだ。解約させたい。	136
他の役務 冠婚葬祭、結婚式場の 予約等に関するトラブ ルなど	結婚情報誌のブライダルフェア後、強引に勧誘され結婚式の申込み手続きを行った。申込金は解約しても返金しないとの説明だが、クーリング・オフで解約できないのか。	118

消費者センターでは消費生活に関するさまざまなトラブルの相談をお受けしています。お困りのときは、早めにご相談を！
すみだ消費者センター相談専用：03-5608-1773



消費者センター相談窓口から

医療保険の保険金が支払われない！

～告知書には正確な記載をしましょう～

【相談事例】

2年前、生命保険会社の代理店に出向き医療保険の契約をして女性特約をつけた。営業員に「1年前死産で5日間入院をした」と伝えたが、告知をする必要があるとは思わなかったため告知書に記載はしなかった。今回、帝王切開で出産して保険金の請求をしたが、告知義務違反を問われ保険金は支払われなかった。営業員は契約時、死産の話を聞いたことを認めていない。納得できない。

【アドバイス】

新しい生命保険の契約や既に契約をしている保険を変更する時、契約者または被保険者は過去の傷病歴、現在の健康状態、現在の職業などをありのままに生命保険会社に告げる必要があります。これを告知義務と言います。

一般に営業員に契約締結の代理権はないので、営業員に口頭で伝えても告知したことにはならず、告知は保険会社または会社の指定した医師に対して行われなければなりません。

事実を告げなかったり、虚偽の事実を告げたりすることを告知義務違反といい、違反の内容によっては保険金や給付金が支払われないことがあります。

生命保険は病歴や既往症がない人が入ることを基本に設計されています。病歴や既往症があっても条件付きで入れるものもあります。保険を契約する時は、告知書に正確な記載をすることが必要です。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル **5608-1773**
— まずは電話でご相談ください —

■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

- 東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
- 東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分
- 区内循環バス北西部ルート「すみだ女性センター」前

■案内図

